

《事後申請 書類一式》

✓	必要書類	備考	中小企業者	個人事業主	リース事業者
1	助成金交付に係る申請書（第1号様式）	郵送の場合の み必要	○	○	○
2	誓約書（第2号様式） ※リース事業者の場合、貸与先の誓約書も合わせて必要	郵送の場合の み必要	○	○	○ 貸与先のものも 必要
3	助成対象者の登記事項証明書 （現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）	原本又は写し ※発行日から 3か月以内	○	×	○
4	印鑑証明書 ※発行日から3か月以内のものに限る。	原本又は写し	○	○	○
5	住民票 ※発行日から3か月以内のものに限る。	原本又は写し	×	○	×
6	産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定書	写し	○	○	○
7	個人事業税納税証明書	原本	×	○	×
8	購入車両の代金に係る請求書又は注文書	写し	○	○	○
9	購入車両の代金の支払に係る領収書又は振込明細等支払い事実が確認できるもの ※販売会社等の印があるものに限る。	写し	○	○	○
10	購入車両の自動車検査証 ※初度登録日が交付決定日より後のもの	写し	○	○	○
11	環境省による令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付決定通知書、または交付額確定書	写し	○	○	○
12	請求書(第10号様式)		○	○	○
13	請求書に基づく口座情報が確認できるもの ※通帳、キャッシュカード、など	写し	○	○	○
14	リース契約書 ※リース事業者の場合のみ必要	写し	×	×	○
15	貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者の場合のみ必要		×	×	○
16	その他公社が必要と認める書類				